

☆ごみの出し方 Q & A ☆

「町指定ごみ袋」の説明会で各地区からありました質問・疑問について、下記のとおりまとめましたのでご覧ください。

Q.町指定ごみ袋に入っていない「燃えるごみ」「燃えない(埋立)ごみ」は、4月から集めないということか。

A.町指定ごみ袋に入っていない「燃えるごみ」「燃えない(埋立)ごみ」については、4月3日(月曜)の「燃えるごみ」の日から集めません。

※4月3日(月)から「燃えるごみ」を出す際は、市販のごみ袋で出さずに、「燃えるごみ」の指定ごみ袋に入れてから出してください。

※レジ袋や市販のごみ袋にゴミを入れて、それを町指定ごみ袋に入れて出してください。

Q.生ごみ等をゴミステーションに長期間放置された場合はどうするのか。

A.ゴミステーションの管理については、各地区にお願いしているもので、放置されているものについては各地区で対応をお願いします。あまりにもひどい場合は、その地区だけ改めて地区説明会を実施したり、チラシを配布するなど周知を徹底していきます。

Q.金属ごみは、燃えないごみの日に町指定ごみ袋で出すのか。

A.毎月第1火曜日の「金属ごみ」の日に、今までどおり45L以下の透明(・半透明)なゴミ袋で出してください。※詳細は「ゴミカレンダー」のP.3をご覧ください。

Q.電池・蛍光灯・小型家電ごみの出し方は今まで通りか。

A.今まで通り、小型家電は毎月第1火曜日の「小型家電ゴミ」の日に、電池・蛍光灯には毎月第3火曜日の「電池・蛍光灯ゴミ」の日に45L以下の透明(・半透明)なゴミ袋で出してください。※詳細は「ゴミカレンダー」のP.3をご覧ください。

Q.割れた花瓶や電球などは、新聞紙に包んでから「埋立ゴミ」に出しても良いのか。

A.新聞紙に包んでもかまいません。「埋立ゴミ」としてゴミステーションに出す際に、「燃えないごみ」用の町指定ごみ袋に入れて出してください。

Q.服やズボンについているファスナーや金属がたくさんついているバックの金属、鏡付の化粧箱の鏡などは、外さないといけないのか。

A.服やズボンについているファスナーやボタンなどについては、プラスチック製も含め、そのまま出してください。明らかに大きな金属については、金属ごみで出すか、有料になりますが、最終処分場へ直接持って行ってから処分をお願いします。

※説明会では、服に付いている金属類は外すようお願いしましたが、新上五島町と再度協議し、ボタンやファスナーぐらいの金属ならそのまま出してもよいとのことでした。

※バック類については、今までどおり金属部分を外して出してください。

Q.段ボールは、晴れの日でも透明なゴミ袋で出さないといけないのか。

A.朝露や湿気等で段ボールが濡れてしまった場合は、燃えるごみとして焼却処分されてしまうので、晴れの日でも45L以下の透明(・半透明)な袋に入れて出してください。

Q.段ボールは、40cm以下に切らないといけないのか。

A.折りたたむなどして、45L以下の透明(・半透明)なゴミ袋に入れば、切らなくても大丈夫です。また、ゴミ袋に入れる際にテープ(ビニール、布)やシールをはがしてから入れてください。

(テープやシールをはがす作業が大変な作業になりますので、ご協力をお願いします)

※ストックヤードに持っていく場合は、袋に入れなくてもかまいませんが、家電や家具などが入っていた大きめの段ボールについては、40cm以下に切ったり折り曲げたりしてから持って行ってください。

Q.プラスチック製のタッパーなどを毎週土曜日の「プラスチック容器」の時に出している人がいて、タッパーだけ除かれているのを見かけるが、プラスチック製のタッパーは毎週土曜日には集めないのか。

A.毎週土曜日の「プラスチック容器」で集めているプラスチックゴミは「ごみカレンダー」P.6に掲載されている3種類となっており、それ以外のプラスチック製のタッパーや衣装ケース等は「燃えるごみ」で出してください。※詳細は、「ゴミカレンダー」のP.7をご覧ください。

Q.自宅で介護などをしている、汚物を黒い袋に入れて出しているが、燃えるごみで出すときは、そのまま出しても良いのか。

A.黒い袋に入れて、燃えるごみ用の指定ごみ袋に入れて出してください。黒い袋に入れなくても直接指定ごみ袋に入れても大丈夫です。

Q.空き缶やペットボトルは潰して出した方が良いのか。

A.潰さずに出してください。

Q.服やシーツは40cm切らないといけないのか。

A.普通の服やズボンは40cm以上でも、丸めて広がらないように紐で縛ったり、ガムテープで止めてもらえば切らなくても大丈夫です。ただ、シーツや着物、帯、ホースなどの長物は切ってください。

Q.布団も切らないといけないのか。

A.40cm以内でなくても服やズボンぐらいの大きさまで切って、紐で縛るなど広がらないように処置してもらい、燃えるごみ用の指定ごみ袋に入れて出してください。

◆お問い合わせ◆

役場建設課 環境衛生係

56-3111